

鳥取縣公報

昭和十五年十一月廿九日
第千八百八十七號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第九百四十一號
價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十一月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣紙函製造販賣組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於ケル紙函製造販賣業者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

鳥取縣公報 每週曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十五年十一月廿九日 第千八百八十七號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

真鍮製 シリンダー付 錠	同 シリンダー錠	同 シリンダー本締錠	同 シリンダー鎌錠	同 シリンダーナイトラツチ	同 空錠	同 本締錠	同 鎌錠(兩錠)	同 家具用シリンダー錠	掛 金
2 1/2 2	2 1/2 2	2	同		2 吋	同	同		五三 五五 耗
同 同	同 同	同	同	同	同	同	同	一個	同一 打
三一 三六	二二 四〇	一六 二四	一六 二四	一二 三三	八四 四	五〇 四	七二 八	四四 八	七六 八
同 同	同 同	同	同	同	同	同	同	一個	同一 個
四三 〇一	二六 八八	一九 四九	一九 四九	一四 七八	一〇 一三	六〇 五	八七 四	五二 八	〇〇 八七

鐵製 ダム掛 金	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一一九七 三一 五五五五									
同 同 同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同
五三 一〇 六七五六	三二 二二 〇六	二二 二二 〇六	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九
同 同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同
五三 一〇 三六六一	三二 二二 〇六	二二 二二 〇六	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九	一一 一一 〇九

捻
締

輕合金 完全 捻 締

真鍮製 安全 鍵付 捻 締

同 完全 中折 捻 締

ア
オリ
止

2 2 1/2 吋

同 一個

三三
八五
二五

同 一個

〇〇
三三

鐵製ピアレス蝶番	同 義星付ピアレス蝶番	砲金鑄物義星付蝶番	眞鍮鑄物義星付蝶番	車 蝶番
6 5 4 $\frac{1}{2}$ 4	6 5 4 $\frac{1}{2}$ 4	6 5 4 $\frac{1}{2}$ 4	6 5 4 $\frac{1}{2}$ 4 吋	
同同同同	同同同同	同同同同	同同同同 一枚	同
四三三二 二三〇五 六六二八	八六五五 四一六〇 〇六〇四	六三三二 〇九一五 五二四二	四三二一 五〇二七 九二四九	四四
同同同同	同同同同	同同同同	同同同同 一枚	同
五四三三 一〇六一 一三二〇	一〇七六六 〇三七五 八九二五	七四三三 二七七〇 二七〇二	五三二二 五六二六 六一九五	〇五

カーテンレール金具及附屬品 (鐵製)	軌條形暗幕用 レール金具	平打受	鴨居受	天井受	繼手	曲リレール	キヤップ
	一九六六 〇六 尺尺尺						
	同同同 一本	一〇個	同	同	同	一本	一〇個
	一一一 五四〇九 五六三四五	一三二	一三八	六五	七五	三四	六三
	同同同 一本	一個	同	同	同	一本	一個
	一一一 八七二一 七二五四	一六	一七	〇八	〇九	四一	〇八
	同同同同同同						
	一六九八七五 三八六〇〇五 六四六七七八						
	同同同同同同						
	一〇〇〇〇〇 四八七六五四						

01073

鳥取縣告示第九百四十六號
鳥取縣建築用物資配給統制協議會規程左ノ通定ム

昭和十五年十一月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣建築用物資配給統制協議會規程

- 第一條 本協議會ハ鳥取縣建築用物資配給統制協議會ト稱ス
- 第二條 本協議會ハ鳥取縣下ニ於ケル建築用物資ノ綜合的配給調整ヲ行ヒ且物資需給ノ適正ヲ期スルヲ目的トス
- 第三條 本協議會ノ事務ハ鳥取縣警察部保安課ニ於テ取扱フ
- 第四條 本協議會ハ鳥取縣警察部、經濟部、學務部職員及鳥取縣下ニ於ケル建築業者ノ組合代表者並ニ會長ノ委嘱シタル者ヨリ成ル協議員ヲ以テ組織ス
- 第五條 本協議會ノ事業左ノ如シ
 - 一 鳥取縣ニ割當アリタル物資中建築ニ對スル割當ニ關スル連絡協議
 - 二 商工省ヨリ鳥取縣ニ又ハ鳥取縣ニ於テ建築用トシテ割當アリタル物資ノ配給ノ方針ニ關スル連絡協議
 - 三 建築用物資指定ニ關スル連絡協議
 - 四 建築用物資割當證明書ノ發行ニ關スル連絡協議
 - 五 建築關係物資統制團體トノ連絡協議
 - 六 其ノ他建築用物資ノ綜合的配給統制ニ必要アル事項ニ關スル連絡協議
- 第六條 本協議會ニ左ノ役員ヲ置ク

01074

會長	一名
副會長	二名
幹事	若干名

- 會長ハ鳥取縣知事ヲ以テ之ニ充テ會務ヲ總理ス
- 副會長ハ鳥取縣警察部長及經濟部部長ヲ以テ之ニ充テ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會務ヲ代行ス
- 幹事ハ協議員中ヨリ會長之ヲ委嘱シ會務ヲ分掌ス
- 第七條 本協議會ニ事務機關ヲ置キ會長ノ委嘱スル鳥取縣警察部、經濟部職員若干名ヲ以テ組織ス事務機關ハ會長及副會長ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス
- 會長必要アリト認ムルトキ鳥取縣下ニ於ケル建築業者ノ組合ヲシテ前項ノ事務ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第八條 本規定ニ定ナキ事項ニ關シテハ知事之ヲ定ム

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第九百四十七號

建築用物資配給統制要綱左ノ通定ム

昭和十五年十一月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

01075

建築物用物資配給統制要綱

第一條 本要綱ニ依リ知事ニ提出スベキ申告書又報告書ハ建築地所轄警察署長ヲ經由スベシ

第二條 一般民需建築ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル物資ヲ取得セントスル建築主ハ建築物用物資需要申告書ヲ別記様式第一ニ依リ知事ニ提出スベシ但シ木造建築物建築統制規則(以下單ニ統制規則ト稱ス)第八條ニ依リ物資ノ指定ヲ受クベキ建築物ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 耐火木材
- 二 釘
- 三 針 金
- 四 鐵 線
- 五 亞鉛鐵板
- 六 メタルラス
- 七 ワイヤールラス
- 八 石綿スレート
- 九 セメント
- 十 網入硝子

前項ノ申告書提出アリタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ當該建築物ノ配置圖及平面圖(縮尺百分之一)竝ニ物資使用場所ヲ明示シタル圖面ヲ提出セシムルコトアルベシ

第三條 前條ノ申告書ニハ統制規則ニ依リ届出デタル場合及市街地建築物法令其ノ他建築ニ關スル法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケ若クハ届出デタル場合ニ在リテハ其ノ許可證、認可證、届濟證ヲ寫ヲ添付スベシ

01076

第四條 第二條ノ申告書クハ統制規則第八條ニ依ル建築物用物資ノ指定ハ別記様式第二ニ依リ物資指定書(以下單ニ指定書ト稱ス)竝ニ様式第三ニ依ル建築物用物資割當證明書(以下單ニ證明書ト稱ス)ヲ交付ス

第五條 前條ノ指定書又ハ證明書ノ交付ヲ受ケタル者當該建築工事ノ竣功前物資需要申告書記載事項ニ付著シキ變更ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ再申告スベシ

第六條 指定書竝ニ證明書ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第七條 第二條ノ物資ニ付テハ證明書ニ指定シタル販賣業者ハ該證明書ト引換ニ非ザレハ當該物資ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 前條ノ販賣業者ハ購入者ヨリ引換受領シタル證明書ヲ取纏メ別記様式第四ニ依リ購入販賣實績報告書ト共ニ毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ提出スベシ

附 則

本要綱ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
様式第一

警察課	所署
保安部	轄受
受付	察付

(甲)

建築物用物資需要申告書

建築物ノ場所

市町大字

字

番地

建築物ノ用途	主たる用途	建築セントスル建物ノ用途			
建築セントスル理由					
建築主ノ氏名、名稱及住所	氏名又ハ稱	印住所			
職	業	業			
建築代理人ノ氏名、名稱及住所	氏名又ハ稱	印住所			
職	業	業			
昭和 年 月 日	右 氏	電話 番 名			
鳥取縣知事 殿					
總棟數	棟	總床面積			
各棟別	工事種別	用途	階數	各階床面積	計
				一階	
建築ニ關シ他ノ法令適用ノ有無					
(備考)					

各欄記載注意

一 建築物ノ用途ハ成ル可ク詳細ニ記入スルコト鑛、工、農、林、水産業用建物ノ場合ハ臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準ノ部門別、業別、細目別ニ依ルコト

二 理由欄ニハ天災、火災等ニ因ル場合ハ其ノ年月日

三 工場ニ在リテハ生産力擴充計畫産業工場トシテ指定ヲ受ケタルモノ、住宅ニ在リテハ厚生省幹旋ニ係ル勞務者用住宅、其ノ他防空建築規則ノ適用ヲ受ケタル建物又ハ防空建築規則ノ適用區域内ニ於テ國庫補助ニ因ル防火改修事業ニ基ク工事ナルトキハ其ノ旨備考欄ニ記入スルコト

四 所定欄内ニ所定事項ノ全部ヲ記入シ難キトキハ適宜別紙ヲ用ヒ當該記入欄ニ其ノ旨記入スルコト

(乙)

設計及工事計畫ノ概要	種類	耐火木材	釘	針金
		使途	規格、寸法一數	量
使途	規格、寸法一數	量	使途	規格、寸法一數
		量	使途	規格、寸法一數

01079

建築工事ニ着手及竣工ノ
豫定時期
建築工事請負人アルトキハ其ノ
氏名、名稱及住所
(備考)

- 注意 一 本表ハ一棟毎ニ且工事種別毎ニ作成スルコト
二 所定欄内ニ所定事項ヲ記入シ難キトキハ適宜別紙ヲ用ヒ當該記入欄ニ其ノ旨附記スル
コト
三 査定欄ニハ需要申告者記入セザルコト

様式第二

建築物ノ場所

昭和 年 月 日
第 號

知事 名 印

建築物ノ場所
建築主氏名、名稱及住所

01080

建築工事請負人氏名、
名稱及住所

種類	用途	規格、寸法	數量	種類	用途	規格、寸法	數量
耐火木材				メタルラス			
釘				ワイヤーラ			
針金				石綿スレー			
鐵線				セメント			
亞鉛鐵板				網入硝子			

様式第三 (表面)
建築用 割當證明書
昭和 年 月 日發行
第 號
知事 名 印

建築物ノ場所	建築主及建築工事請負人氏名	建築主及建築工事請負人氏名

01081

購入先	規 格、寸 法			數	量
割當證明書	規 格、寸 法			數	量 石証方尺
有効期限	昭和	年	月	日	

本證明書ノ循環 道府縣——建築主——物資販賣業者——道府縣

(裏面)

販 賣 業 者 記 入 欄

販賣業者氏名名稱及住所
同上 所屬組合名

物資製造業者氏名名稱及住所
問屋 氏名名稱及住所
同上 所屬組合名

(印)

01082

販賣數量	規 格、寸 法	數	量
販賣年月日	昭和	年	月 日

本證明書ノ循環 道府縣——建築主——物資販賣業者——道府縣

様式第四

購入販賣実績報告書

昭和 年 月 日 提出

販賣業者(問屋、小賣)氏名名稱及住所

割當數量	購入數量	販賣數量	月末在庫數量	備考

注意 一 割當數量トハ製造業者又ハ問屋ヨリノ割當數量ヲ謂フ (昭和 年 第 期分割當ナルカヲ備考欄ニ記載スルコト)

二 購入數量トハ製造業者 (問屋ノ場合) 又ハ問屋 (小賣ノ場合) ヨリノ入手數量ヲ謂フ (昭和 年 第 期分割當ノモノナルカヲ備考欄ニ記載スルコト)

三 月末在庫數量中ニハ賣買契約済ニシテ現物引渡未了ノモノヲ區別スルコト

四 各欄共數量ハ規格、寸法別ニ記入スルコト

◆鳥取縣告示第九百四十八號
健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ無効トス

昭和十五年十一月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場、事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備考
西みに 三八	井田 信春	西伯郡境町 ミナト 製材所	一四、九、二六	一五、八、二〇	
八まさ 一	竹内 財三	八頭郡賀茂村 (五) 製材所	九、六、二一	一五、五、一	
米よ 二八四五	絹川 隆信	米子市久米町 日本曹達 米子製綱所	一五、五、二八	一五、一〇、二〇	

八にい 一六	木地谷 正	八頭郡池田村 日本商事羽佐利山工場	一三、一一、二一	一五、八、二六	
鳥やへ 八	田中 利光	鳥取市東品治町 矢谷 材木店	一四、一一、三〇	一五、六、二二	
西みは 五八	横田 義雄	西伯郡境町 ミナト 鐵工所	一四、一、一〇	一五、九、二	
鳥つ 一九	新田健太郎	同	一三、九、一三	一五、六、一	
米いは 一〇三	泰野 信教	鳥取市立川町 筒井 洋服店	一五、七、一八	一五、一一、二	
西まは 七	手島 三郎	西伯郡境町 丸神 運送店	一〇、三、一六	一五、一〇、二一	
米よ 四六七	井上 豊	米子市久米町 日本曹達 米子製綱所	一四、一一、一九	一五、一一、九	
六二六	田村 春男	同	一五、三、一九	一五、一〇、三〇	

鳥取縣告示第九百四十九號
職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
昭和十五年十一月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場、事業場又ハ 事務所所在地並名稱	年 月 日	無効トナリタル 被保險者證交付 無効トナリタル 年 月 日	備考
鳥まい 一七〇	長谷川喜久治	鳥取市東品治町 丸由百貨店	一五、六、四一五、一〇、二〇		
同 一七四	土屋 泰子	同	一五、六、七二五、一〇、二五		

鳥取縣告示第九百五十號
岩美郡東村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十一月四日付左ノ通り指定セリ
昭和十五年十一月二十九日

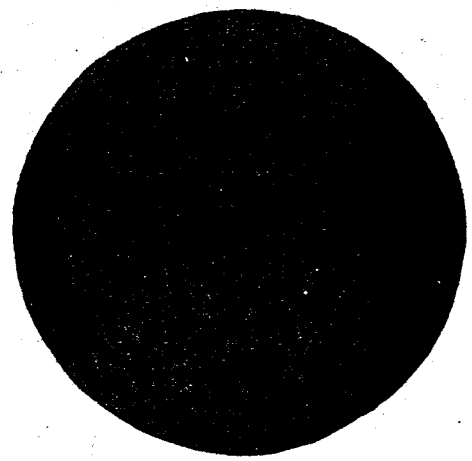
校 數 位 置
壹 岩美郡東尋常 鳥取縣知事 副 見 喬 雄
高等小學校ニ併設 就學區域 東村一圓

鳥取縣告示第九百五十一號
西伯郡大篠津村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十一月四日付左ノ通り指定セリ
昭和十五年十一月二十九日

校 數 位 置
壹 西伯郡愛勞尋常 鳥取縣知事 副 見 喬 雄
高等小學校ニ併設 就學區域 大篠津村一圓

彙 報 第 八 十 二 號

事 變 特 報

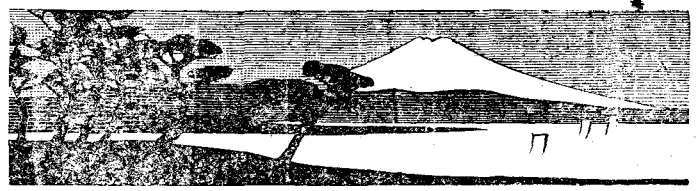


舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

目次

- 一 三國條約の精神……………(時局課)三三頁
- 一 米穀の國家管理に就て〔下〕……………(規畫課)四二頁
- 一 米穀管理規則施行細則の公布……………(同)四五頁
- 一 戰時食糧と消費規制〔三〕……………(時局課)四九頁
- 一 結核豫防生活の指導奨励……………(衛生課)五二頁
- 一 「防火デー」運動……………(警務課)五四頁
- 一 新體制と婦人の役割……………(時局課)五七頁
- 一 成人教育農村講座……………(社會教育課)六〇頁
- 一 滿蒙開拓女子青年塾開設……………(社會課)六〇頁
- 一 光枝さんの一錢貯金……………(時局課)六二頁

使つて育てよ・代用品



三國條約の精神

日獨伊三國條約は去る九月二十七日を以て成立し、八紘一宇の大理想の下に日本と獨伊とは世界觀を等しうする同志國としての政治經濟及び軍事上の總力同盟を結ぶこととなつた。

戰爭の形態は時代と共に變遷する。現在の戰爭は武力戰以外に思想經濟政治等々の國力全体を目標とし並びに手段とする戰爭である。三國同盟が總力國盟であると云ふことは、かゝる總力戰の時代に於ける同盟として

銃後の國民も亦直接戰爭の渦中に立つて思想經濟政治等その日常生活を通じて戰はなければならぬのであつて、國民はその軍隊にあると否と

を問はず凡べてこれに直接の責務を有するものであると云はねばならない。この意味に於て三國條約の精神を理解することは即ち三國々民の最も重大なる責務であると考へねばならないのである。

抑々三國條約は大東亞並びにヨーロッパ新秩序の建設につき、三國が提携協力することを約した條約である。然らば即ちその所謂新秩序の建設とは何を意味するか、云ふまでもなく三國は大東亞並びにヨーロッパに從來存立した舊秩序を非なりと認め、夫々その理想に基いて世界秩序の變革を行ふと云ふのである。従つて新秩序の本質を知らんが爲には、先づ舊秩序の性質を檢討することから始めなければならぬ。

第一次大戰以來世界は全く英米佛の支配する世界となつた。戰後の世界秩序を決定するためには最も根本的な意義を有したヴェルサイユ講和會議は實に英米佛の獨裁的に支配するところとなつた。戰敗國ドイツは全く一方的に英米佛三

巨頭會議の決定を命令されたのである。戦時中
英米佛が宣言した無賠償、無併合の平等なる平
和は完全に裏切られた。ドイツはその領土と資
源を奪はれ、天文學的數字に上る賠償金を課せ
られた上、徹底的に武装を解除された。而もド
イツは戦後英米佛がその御用國家として急造し
たポーランド、チエツコスロバキヤ、ルーマニ
ヤユーゴスラビヤ等の諸國に包圍され、全く
鐵鎖の生活を送らなければならなかつた。かく
の如く英米佛の所謂國際主義、平和主義とは、
即ち英米佛を主人とし、ドイツを奴隸とするこ
と換言すればドイツを帝國主義的に支配する以
外の何ものでもなかつた。英米佛の思想宣傳に
乗せられ、その國際主義、平和主義に共鳴して
祖國を敗戦に導いたドイツ人は、英米佛の帝國
主義に直面してヴェルサイユ体制の不正を痛感
せざるを得なかつた。

第一次大戰後不幸な立場に蹴落された者は敢
へて戦敗國ドイツのみではなかつた。戦勝の分

前を約束され、その約束に期待して参戦したイ
タリーは、ヴェルサイユ媾和會議に於て全く裏
切られなければならなかつた。トリポリ戦争の
瘡痍未だ癒えずして大戰に参加したイタリアの
國力は極度に消耗してゐた上、戦勝の分前に與
ることを得なかつたイタリアの財政經濟は破綻
に瀕し、その國民生活が窮迫を告げたことは云
ふまでもない。而も人口多くして資源に乏しい
イタリアは、その唯一の活路として移民と貿易
を英米佛に妨害されるに及び、全く悲鳴を擧げ
ざるを得なかつた。かくてイタリアはドイツと
共に英米佛の帝國主義とその重壓に痛憤するに
至つたのである。

ヴェルサイユ會議に於けるイタリアの立場は
ワシントン會議に於ける日本の立場であつた。
ワシントン會議は戦後東亞に於ける秩序の問
題を取扱つたのであるが、その眞の目的は英米
の帝國主義支配を貫徹するため日本を抑壓する
にあつた。即ち滿洲及び支那をロシアの侵害か

ら防衛し、大戰中インドと太平洋の安全を維持
することに貢献した日英同盟は破棄され、その
代りに日本の支那大陸及び太平洋に於ける自主
的行動を禁止する九ヶ國條約及び四ヶ國條約が
與へられた。而も日本の實力發動を困難ならし
める目的を以て五・五・三の劣勢比率を強制する
海軍軍縮條約が締結された。そして軍縮條約は
後にロンドン會議に於てその比率を補助艦艇に
も適用されるに及び、日本の國防は全く危険極
まりないものとなつたのである。

かくの始きはまことに戦敗國ドイツに對する
ヴェルサイユ軍事條項とその意義を同じくする
ものであつて、大戰中英米の最も忠實なる與國
としてその戦勝に貢献した日本に對する最大の
背信でなければならぬ。しかのみならず英米
は、二十一ヶ條の廢棄、青島の還付問題等を通
じて支那の歡心を買ひ、その排日、抗日を煽動
して日本の權益を顛覆しやうとした。これ亦ポ
ーランド、チエツコ等を利用してドイツを包圍
した老獪なる政策と同巧異曲の戦術であつて、

ために東亞の平和は全く攪亂され、本來善隣た
るべき日支兩國は事毎に摩擦を生ずるに至り、
而も日本の移民と貿易はイタリアのそのの如く
到るところに英米の妨害に會ひ、わが國民生活
は全く窒息せしめられんとしたのである。

かくの如くして前大戰後の日本の立場は次第
に困難なものとなつた。ワシントン會議、ロンド
ン會議以來その發展は抑壓され、移民の排斥、
貿易の妨害に會つて所謂平和的進出も阻止され
而も在支權盛は英米佛に煽動された支那の排日
抗日によつて危殆に瀕した。殊に支那に於ける
蔣介石の北伐成功後事態は一層悪化し、歐米依
存の蔣政權の權力が波及するところ、最も惡質
なる抗日侮日の不祥事件を續發するに至つた。
かくて張學良政權が蔣政權に統屬するに及び、
日露戦争以來多大の犠牲を拂つて維持し來つた
滿洲の平和は全く失はれることとなり、遂に日
本の自衛權の發動として滿洲事變は勃發したの
である。

自衛權の行使は固より國家の根本的な權利として常に認められてゐるものである。日本も亦國際聯盟に加盟し、九ヶ國條約に調印したけれども、決して自衛權を放棄したのではない。従つて日本の在滿權益が暴力を以て不法に侵害せられるのを見て自衛權を發動したのは當然のことである。然るに英米佛はその利己的立場より、一切の國際紛争は會議外交に解決すべきを固執し、滿洲に於けるわが自衛權の發動をさへ不法と見做した。即ち國際聯盟は四十三對一票を以て日本の行動を否認し、アメリカ亦スチムソン宣言を以てこれを九ヶ國條約違反なりとした。こゝに於て日本は敢然國際聯盟を脱退し、スチムソン宣言を無視して所信に邁進し、張學良軍閥の撤退後建設された滿洲國と提携して新東亞の建設に邁進したのである。

支那事變を勃發せしむるに至つたのである。この故に日本と英米佛とは今日なほ武力衝突こそしてゐないが、思想的、政治的、經濟的には明白に衝突し、従つて總力戰的には交戰状態にあると云ふことが出来るのである。國民はこの實情を率直に認め、この國難に對處する決意を固める必要がある。

爾來英米佛は今日までその態度を改めず、滿洲事變以來の日本の行動を否認し續け、滿洲國不承認主義を固執せるのみならず蔣介石の抗日政權を援助して日支紛争に油を注ぎ、遂に今次

前大戰後一時完全に世界を支配した英米佛の帝國主義は、かくて滿洲事變に於て初めて日本の反撥に會つた。滿洲事變以來日本の行動を見てこれに共鳴し、日本に倣つて英米佛の帝國主義支配に反抗し出した者が即ちイタリー及びドイツである。

ツコ併合、ポーランド問題強硬解決等、ヴェルサイユ條約の不正を訂正する事業に乗出した。ポーランド問題を契機として英佛はドイツに宣戰を布告し、イタリーの參戰するに及び英佛、及び獨伊は全面的戰爭に突入し、直ちにフランスを屈服して今やイギリス本土の攻略に専念してゐる。かくてヨーロッパに於ける英米佛の帝國主義支配は終焉し、近く獨伊を指導者とする新秩序は建設されるであらう。

これより先昭和十一年(一九三六年)十一月二十五日、日獨は所謂防共協定を締結し、翌年イタリー又これに参加して日獨伊防共協定が成立した。防共協定は固より共產主義の脅威に對する防衛協定である。しかしながらこゝに注意しなければならぬことは、防共協定の對象としたその當時の共產主義は所謂人民戰線戰略に轉向した共產主義であつて、マルクス、レーニン等の提唱した公式そのまゝの共產主義ではなかつたと云ふ事である。即ちコミンテルンは一九

三五年第七回大會に於て戰略の大轉換をなし、從來對立關係にあつた自由主義、民主主義、社會民主主義と妥協し、彼等の所謂反ファツシヨ統一戰線を結成することを決議したのである。このことは國際的には共產主義國ソ聯が、從來敵視してゐた資本主義國英米佛と妥協して、日獨伊に對抗する國際人民戰線を結成すると云ふことである。

蓋し共產主義はその資本主義との鬭争最中に第三の敵として國家主義の勃興に會ひ、而も到るところ國家主義に慘敗を喫した。ソ聯の世界革命はヨーロッパに於てイタリーのファツシスト、ドイツのナチスの興起によつて失敗に歸し東亞に於ては日本の滿洲に於ける新行動によつて重大なる障礙に際會した。こゝに於てかコミンテルンは思想的には先づ國家主義、國際的には日獨伊を粉砕する必要を感じ、よつて前述の如き人民戰線戰略を採用するに至つたのである。コミンテルンの人民戰線戰略は爾來次第にそ

の實効を収めて来た。支那に於ける國共合作、抗日統一戦線の結成、スペイン及びフランスに於ける人民戦線政府の樹立等これである。かくてフランス人民戦線政府は從來の佛ソ關係を改善し、遂に佛ソ相互援助條約を締結した。次いでフランスの仲介によりソ聯を國際聯盟に加入せしめ、以てソ聯と英米の國交を調整し、こゝにコミンテルンの期待せる如くソ聯と英米佛を統一して對日獨伊戦線は成立したのである。日獨及び日獨伊防共協定は、即ちかくの如き人民戦線、殊に國際人民戦線の脅威に對する共同防衛を目的として締結されたものであり、従つてそれは最初からソ聯一國を對象とするものではなく、ソ聯と提携する英米佛をも亦對象とするものであつたのである。

◆ 惟ふに英米佛の支配した世界の舊秩序はギリシャ、ローマに始まつた巧利主義的文明の延長であつたのである。第一次大戦後の國際關係は國際主義を名としながら、その實強大國家の帝

國主義であつた。それと同様にその國內關係も民主主義を名としながら、その實強大階級の專制支配であつた。かくの如きは第一次大戦後世界を支配した不幸な現象であるが、それは決して今日卒然として出現した一時的現象ではなくギリシャ、ローマ以來久しきに亘り西洋文明に内在した本質的傾向の發展したものである。西洋文明は功利主義を指導原理とし、個人利己主義、階級利己主義、國家若しくは民族利己主義として發現する。強大なる個人の利己主義は專制支配を結果し之に反抗する被支配者の利己主義は民主政治となる。民主政治は國民の勢力が事實上均衡する間のみ或る程度の安定を示すけれども、その均衡が破れば、例へば金融獨裁の如く專制支配と全く異なるものとなる。支配階級の利己主義は階級獨裁となり、これに對して被支配階級の利己主義は階級闘争を手段とする社會民主主義、又は共產主義となる。これと同様に國際關係に於ける國家利己主義は勢力均衡状態として

の武裝平和と、強大國家の壓制支配としての帝國主義との間を往復する。かくて西洋文明社會は壓制と、榨取と、抗爭と、反逆と、僞瞞の連續交錯であつたのである。

◆ 固よりわが皇道の理想は、かくの如き功利主義文明を是認するものではない。滿洲事變以來日本が英米の帝國主義支配に抗爭するに至つたのは、即ち東亞のかかる舊秩序を清算して、八紘一宇の理想を實現せんと欲したからなのである。

その故に日本は英米に代つて東亞を支配しやうと云ふのではなく、却つて東亞を解放して日本と共に共存共榮の新秩序を建設しやうとするにある。日本の理想とする新秩序は世界一家の共同關係である。國內が一國一家として、利己主義一般を否定し滅私奉公を理想とする如く、世界も亦凡ゆる國家利己主義、民族利己主義を清算して、八紘一宇の一体關係に固成されんこ

とを希求してやまないものである。かかる意味に於て大東亞新秩序の建設、進んで世界新秩序の建設はこの國体原理に則り、皇道精神に基いて進められなければならない。

◆ 次に日本に倣つて英米佛の帝國主義支配の修正に乗り出したイタリー及びドイツも亦その理想に於て日本の理想と相通するものを持つてゐる。先づその全体主義は國內に於ける利己主義一般を清算するに成功したのである。即ち全体主義は個人利己主義としての民主主義のみならず專制主義にも反對し、階級利己主義としての金融獨裁のみならず社會民主主義、共產主義を否定して、公益優先の共同關係を建設した。かくの如き全体主義はイタリーに於ては社會連帶の觀念に立脚するサンジカリズムの影響下に成立し、ドイツに於てはヘーゲリズム以來のゲルマン文化への復古運動として實現したのである。ギリシャ、ローマの古典文明の影響を受ける以前のゲルマン文化は甚だ全体主義的色彩の

濃厚なものであつて、その本質上我が原始文化に近似するものである。この意味に於てゲルマン文化への復古運動としてのナチズムは、他の言葉で云へば我が皇道文化への歸一運動でもある譯である。

この點は唯に原始ゲルマン文化のみならず、人類本來の原始文化は凡べて我が惟神の皇道文化と其本質を等しくする者であつて、我が皇道文化は即ち人類本來の最も自然なる發展であつたのである。然るに西洋文明は此人類本來の文化發展の本道を逸脱して邪道に入り、以て人類を修羅地獄に陥入れた者であつて、ヨーロッパ新秩序建設運動も、此邪道を清算し人類文化の本道に立歸らんとする運動であると考へられる。獨伊はその國內關係に於て西洋文明の指導原理たる利己主義一般を清算し得たのであるから國家利己主義をも清算し従つて英米佛の帝國主義を一掃した後、やがてヨーロッパに建設さるべき新秩序はわが八紘一字の理想に近きものとなるであらう。

これを要するに滿洲事變以來、日本は重大なる外交轉換をなし、皇道精神に基く自主外交に乗り出したのである。次いで獨伊は日本に倣つて外交轉換をなし、期せずして東西時を同じくして新秩序建設運動が開始された。從來世界を支配した舊秩序は利己的西洋文明の系統に屬する英米佛の帝國主義機構であつたが、日獨伊はこれと系統が異なる人類文化の本道たる全体主義の世界觀に基き、世界新秩序を建設しやうとするものである。

日獨伊のかかる世界觀に於ける一致と、世界史的使命の共通は結局三國の提携協力を歸結し茲に總力同盟たる三國條約は成立し、三國相携へて新世界の建設に邁進することとなつた。

然るに人類文化の本道たる全体主義文化は古來日本に於て最も高次の發達をした。これ即ちわが皇道文化である。従つて新世界建設の最も具體的なる指導精神は即ち我が皇道精神でなければならず、従つて新世界建設運動の眞の指導

者は即ち我が皇國日本でなければならぬのである。この點に於て我が皇國日本の世界的使命は重且大にして、従つて我が國民は今日その覺悟を新たにする必要がある。即ち國体を益々明確にして、協心戮力、世界新秩序の建設に邁進することこそ、我が國民の不動の信念でなければならぬ。

米穀の

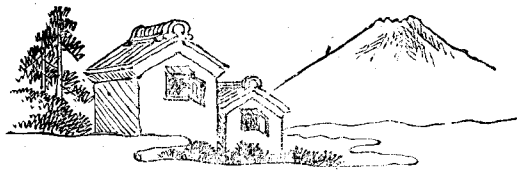
國家管理に就て

【下】

三 管理米の證印

管理米數量の割當を受けた生産者や地主は、割當てられた數量だけの米につき一定期間内に其の包装に證印の押捺を受けねばならぬ。

右の期間は地方長官から指示



するのであるが、集荷が成べく敏速且つ計畫的に完了するやう、少くとも市町村別に定めることになつてゐる。證印も地方長官が定めるのであるが、これは各府縣で區々にならぬやう農林省で一定の様式(楕圓の中に公の字を表はしたものを)を決定してある。證印の押捺を受ける米は各生産者・地主の生産米又は小作米であつて割當數量に相當する數量のものであればよいのであるから、必ずしも新米即ち昭和十五年産米たることを要しない。

改裝に因つて證印を抹消したり、除却したり又は單俵を二重俵に改める等により隠蔽することとなつた時は、更に證印押捺を受けねばならぬ。

次に證印は誰が押捺するかといふと、市町村に設置する米穀管理事務取扱員が、地方長官の機關としてこれを擔當することとなつてゐる。右の職員には穀物検査員を充てるほか、適當な者を縣で囑託する。穀物検査員は通例穀物検査の際に米穀管理事務取扱員として證印を押捺す

ること、ならう。なほ米穀管理事務取扱員は、右の管理米證印の押捺以外農會の行ふ管理米割當に關する指導、管理米の集荷並びに保管に關する指示、保管狀況の調査等管理に必要な事務に従事する。

生産者又は地主は前述のやうに割當てられた數量の米に證印の押捺を受けて管理米たらしめる責任を負ふのであるが、割當數量以上に管理米を出すことは固より差支へなく、寧ろ望ましいことであるから、生産者・地主に割當數量以外に販賣しようとする米があれば、申出に應じてこれに證印を押捺し管理米として取扱ふこととし、又既に割當を終了し一應自家用として手もとに残つた米を、その後販賣しようといふ場合にもやはり同様の取扱をすること、なつてゐる。これは、證印の押捺されない管理米以外の販賣米を別個に認めることは、配給の統制を亂し、全販賣米を管理するといふ制度の趣旨を没却する結果になる虞れがあるからである。

證印の押捺を受けた管理米は、規定に依つて

地方長官の指示に従ひ指定された倉庫に寄託し又は所有者が保管することとなるのであるが、證印を押捺し一定の場所に集荷させるといふことは、管理米の數量及び所在を明らかにして、米穀配給の圓滑適正を期するためであるから、所有者たる生産者・地主と雖も勝手に證印を消したり、取除いたり隠したりすることは許されない。しかし災害、變質等の事故のため或はそれ等の事故を防止するために改装が必要であるとか、又地方長官の許可を受けて自家消費に當てることになつた場合などは、正當の理由あるものとして認めることになつてゐる。

四 管理米の集荷

管理米は原則として農業倉庫業者その他の倉庫業者に寄託せしめる。収容力等の關係上やむを得ぬ場合は生産者・地主が自ら保管することを認めるが、さういふものも事情の許し限り速かに農業倉庫業者に寄託させ、保管の安全と出荷の便宜を期すべきである。

なほ倉庫の収容力を増加するためには國庫で

倉庫の建設を助成するほか、農業倉庫業者等をして個人倉庫を借庫せしめるなど機宜の措置を講せしめることになつてゐる。

地主の管理米については、集荷の敏速を圖るため成るべく小作人の手もとから直接出荷させるやうに指導する方針である。

管理米の保管費用に對しては、地方長官の指定する倉庫又はその他の場所に集荷した時から所有者たる生産者又は地主が賣渡しをするまで（産業組合又は農業倉庫業者に販賣を委託した場合はその系統機關が賣渡をするまで）の月數に應じ、金利保管料の補助金を産業組合、農業倉庫業者又は市町村農會を通じて管理米所有者に交付することになつてゐる。

管理米の集荷は配給調査の必要上出来るだけ敏速に進捗させなければならぬから、個々の生産者・地主が何の連絡もなく無統制に出すのでなく、何等かの組織を作つてこれを能率的に統制することが必要である。そこで市町村農會は適當な區域（原則として部落）別に共同作業

班を結成させ、これに收穫、脱穀調製、集荷等の作業を共同的に實施させることとし、政府は此の共同作業班に對して石油、ゴムロール等の農業必需物資の優先的配給を行ふと共に、その結成並びに活動を促進するために要する補助金を支出する豫定である。

管理米の集荷並びに保管は地方長官の指示に従ひ爲されなければならないが、右に關する事務は米穀管理事務取扱員たる穀物検査員等がこれに従事するのである。米穀管理事務取扱員は、擔當市町村に集荷された管理米の保管場所別數量及びその異動を隨時地方長官に報告せねばならない。また市町村農會は當該管理米所有者の住所氏名、數量集荷の場所、及び期日を臺帳に記載し、生産者・地主の管理米出荷実績を明確ならしめることを要する。

五 其他の規定

管理米の所有者たる生産者・地主は、臨時米穀配給統制規則の規定に依つてその管理米を販賣し、又は販賣の委託を爲すことは固より差支

へないが、右の場合以外勝手に消費し、又は譲渡し其他の處分をすることは出来ない。これは管理米の制度が臨時配給統制規則のルートを通じて出荷すべき米の所要量を確保することを目的とする以上當然の制限である。

ただ生産者・地主の自家用保有米が事故に因り減失毀損したためとか、管理米數量の割當決定後家族構成人員が著しく増加したために、自家用米に不足を生じた場合、その他やむを得ぬ理由ある場合には、地方長官の許可を受けて管理米を消費したりその他の處分を爲し得ることになつてゐる。

又生産者・地主が管理米を販賣組合又は農業倉庫業者以外の者(大休は商人)に販賣した場合、及び生産者・地主から販賣の委託を受けた販賣組合又は農業倉庫業者(販賣組合聯合會、聯合農業倉庫業者を含む)が管理米を販賣した場合には、その米は爾後管理米としての特別の制限を受けないことになる。但し臨時米穀配給統制規則の適用を受けることは勿論である。

生産者・地主はその管理米を農業倉庫業者その他に寄託し又は自ら保管するわけであるが、所有者だからといふので自由に現物を動かすことを認めただけでは、管理米の所在、數量の明確を期し難いので、特に許可を得た場合の外管理米の自由な移動は禁じてある。

最後に一言したいことは、本制度が真にその効果を發揮し得るためには、政府として時局の必要と制度の精神、運用方法等の徹底を圖るべきは固よりであるが、同時に生産者の方々のこれに對する心からの理解と積極的な協力に俟たねばならぬといふことである。

今や一億國民生死を共にすべきときである。この際、消費規正の強化に伴ひ消費者たる一般國民は米の消費節約に一層努めると共に、生産者の方々は現在わが國の直面しつつある非常の時局を深く認識せられ、國家のために己を捨てて同胞のことに思ひを致し戦時食糧政策遂行に必要な米の供出に充分な努力を盡され、農の

眞精神を發揮せられんことを切望してやまな



米穀管理規則施行細則の公布

米穀の國家管理については前號及び本號に於て解説したのであるが、これに伴ひ本縣でも十一月二十二日附鳥取縣令第七十號を以て之が施行細則を公布し、その據るべき方途を明示せられた、今その概要を記す次の通りである。

一 市町村農會(市町村農會がないときは當該市町村)は米穀管理規則第一條の規定によつて、米穀生産者又は地主に對し、左の方法によつて管理米として出荷せしむべき米穀の數量を定め毎年十月三十一日迄(本年は特に十二月十

日迄)に當該生産者又は地主に通知すること。

1 米穀生産者に對しては米穀豫想收穫高から自家用保有米及び小作料として米穀を納入する者に在りては其の數量を控除した數量

2 地主に對しては其の地區内の土地から收受すべき小作米の數量より自家用保有米數量を控除した數量

3 前の二つの數量以上に米穀生産者又は地主が管理米として出荷を申出でた時は其の數量但し管理米とせねばならぬ米穀であつて、前記の割當をするまでに既に販賣したり又は販賣の委託をした數量は、管理米割當數量から控除する。

又右の管理米割當數量が、實收の結果異動を生じた場合には農會はこれを補正して生産者又は地主に通知すること。

二 市町村農會が右の割當を終つた時、及び數量に變更を生じた時は遅滞なく知事に報告する。但し本年は十二月二十日迄である。

三 市町村農會は米穀生産者又は地主の寄託

し又は自ら保管する管理米について其の出荷の状況を明確ならしめる爲に、所定の様式に依つて臺帳を備へ、各戸別にその作付反別、年齢別家族人員(四歳以下、十歳以下、十四歳以下、六十歳以下、六十一歳以上)、收穫高、保有米、割當數量、異動數量、保管場所等を臺帳にそれ記入する。

四 市町村農會は管理の集荷配給状況を毎月

第五號 様式

年 月 日

知 事 宛 住 氏 所 名 團

管理米處分許可申請書

米穀管理規則第六條(第七條)但書ノ規定ニ依リ左記ノ通處分(移動)致度候條御許可相成度理由書相添此段申請候也

保管場所	管理米穀	處分又ハ移動數量	處分方法又ハ移動先	備考
		俵	俵	

尙右施行細則の運用に關しては左記事項に留意し關係方面と充分なる協調を保つて適切な措置を講じ、この施設の目的達成に遺憾なきを期するやう市町村農會長、市町村長、市町村産業組合長に對して通牒を發した。

記

- 一 保有米ノ限度ヲ定メラレタル現下ノ米穀需給關係ノ全國的ニ窮屈ナル現狀ニ於テ已ムヲ得ザル事情ヲ當事者ニ諒知徹底セシムルコト
- 二 保有米ハ消費米ノ意ニ非ザルコトヲ充分理解セシメ消費節約ニ就キテハ一層節米ヲ實行セシムルコト
- 三 自家用保有米ノ計算ニハ屑米ヲ含マザルコト
- 四 二箇市町村以上ニ亘リ耕作スル生産者ノ所屬ニ付テハ關係農會協議ノ上適當ナル農會ニ於テ取絡メ處理スルモ差支ナキコト
- 五 二箇市町村以上ニ亘リ小作地ヲ有スル地主ニ付テハ當該地主ヲシテ其ノ收受スベキ小作米中自家用保有米ト爲サント欲スル小作米ヲ

一日、十一日、二十一日現在を以て各三日以内に知事に報告する。

五 生産者又は地主が特別の事情により管理米を販賣、消費、譲渡、質入其の他の處分をしようとする時は地方長官の許可を受けねばならぬのであるが、その申請書の様式は次の通りである。

當該市町村農會ニ届出ヲ爲サシムルコト、シ右届出ナキ市町村農會ニ於テハ自家用保有米ノ控除ハ之ヲ爲サザルコト
前項ノ届出ハ自家用保有米ノ控除ガ重複スルコトナキ樣當該地主ノ居住地ノ市町村農會ヲ經由シテ之ヲ爲スコトトシ關係農會トノ連絡ヲ圖ルコト

- 六 縣内ニ居住セザル地主ニ對シテハ自家用保有米ノ控除ハ之ヲ爲サザルコト
- 七 保有米計算ノ基礎トナルベキ家族ニハ同居家族ノ外農業使用人及家事使用人等家族ニ準ズル同居人ヲ含ムコト
- 八 管理米數量ノ割當ハ出來得ル限り速ニ終了セシムル樣指導スルハ勿論ナルモ割當數量決定前ニ於テモ生産者地主ヲシテ便宜管理米ノ一部トシテ出荷ノ方途ヲ講ジ配給上支障ナカラシムル樣留意スルコト
- 九 管理米數量ノ割當決定後ニ於テ生産者地主ノ事情ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ヲ超エ米穀ヲ出荷スルハ固ヨリ差支ナク此ノ場合ニ於テ

ハ之ヲ管理米トシテ取扱フコト

一〇 收穫豫想高ノ決定及管理米數量ノ割當等
ハ市町村農會ニ於テ生産者ノ統制機關トシテ
之ヲ擔當スルモノナルガ其ノ實行ニ當リテハ
市町村長、産業組合長、部落組合長、穀物檢
査員其ノ他米穀關係職員ヲ以テ既ニ設置セル
市町村食糧需給調整協議會ヲ開催シテ其ノ意
見ヲ聽ク等關係向ノ充分ナル協力ヲ求メテ實
施ノ圓滑適正ヲ期スルコト

縣農會及郡農會ハ市町村農會ノ行フ出荷統制
ニ關シ指導督勵ニ當ルコト

一一 管理米ハ農業倉庫業者其ノ他ノ倉庫業者
ニ寄託セシムルヲ原則トシ收容力等ノ關係上
右ニ依リ難キ場合ニ於テ生産者地主ヲシテ自
ラ保管セシムルコトヲ認メ得ルコト尙生産者
地主ヲシテ自ラ保管セシメタル管理米ニ付テ
モ事情ノ許ス限リ速カニ農業倉庫業者等ニ寄
託セシムルコト

右ノ實行ニ當リテハ農業倉庫業者等ヲシテ個
人倉庫ヲ借庫セシムル等倉庫收容力ヲ増加ス

ル爲機宜ノ措置ヲ講ゼシムルコト

一二 地主ノ管理米ニ付テハ集荷ノ斂活ヲ圖ル
タメ小作人ノ手許ヨリ直接之ヲ出荷セシムル
コト

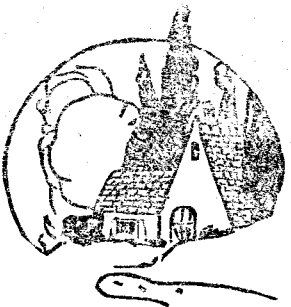
一三 米穀生産者若ハ地主ガ管理米ヲ販賣組合
若ハ農業倉庫業者以外ノ者ニ販賣シタル場合
又ハ生産者若ハ地主ヨリ販賣ノ委託ヲ受ケタ
ル販賣組合若ハ農業倉庫業者(販賣組合聯合
會、聯合農業倉庫業者ヲ含ム)ガ管理米ヲ販
賣シタル場合ハ當該米穀ハ爾後管理米トシテ
ノ特別ノ制限ヲ受ケザルヲト尤モ臨時米穀配
給統制規則ノ適用ヲ受クルハ勿論ナルコト

一四 米穀管理規則第六條但書ニ依ル許可ハ概
ネ左ノ場合ニ之ヲ爲サザル見込ナルコト

(一) 生産者地主ノ自家用保有米ガ減失毀損シ
タル爲メ自家用米ニ不足ヲ生ジタル場合

(二) 管理米數量ノ割當決定後ニ於テ生産者地
主ノ家族構成人員ガ著シク増加シタル爲自
家用米ニ不足ヲ生ジタル場合

(三) 其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合



戰時食糧

と (三)

消費規制

第三 戰時食の質と量

戰爭が長びくことは當然の歸結として食糧の
供給を減少せしめ、しかも國民の活動増加によ
つてその需要は益々増大し、しかもこれを外國
から輸入することは困難な事情にあるのであり
ますから、こゝに吾々はどうしてもその食糧の
給源區域を擴大することを考へねばなりません
目下の食糧問題としては、食糧の消費を最少の
必要限度に引下げること、その給源を従來以
外のものに求める以外に方法はないのでありま
す。

研究すれば食糧の給源はこれまで吾々の用ひ

てゐる米穀以外にまだいろいろありますし、極
端かも知れぬが薩摩芋を主食としても、これに
鱈か雑魚を配すれば必要な營養は確保されます
又馬鈴薯や玉黍蜀を主としても、これに動物性
蛋白をあしらへば決して營養上差支へはありま
せん。或はパンが草粉になつても、野草それ自
体の營養分は寧ろ小麦粉に優つてゐるから斷じ
て憂ふる必要はありません。

我が國に於ては現在約十億貫の海産物があり
ますが、この内生食されてゐるものは僅かに一
九・一〇%であり乾燥乃至鹽漬又は罐詰として
製造されてゐるものは四〇・八二%で、この外
の四〇・〇八%は食物以外の肥料その他に供せ
られてゐます。肥料も固より農業生産力の維持
上必要ではあります、戰時に於てはこれを植
物や動物を通して間接的に食糧として取得する
よりも、水産物から直接に食料として取る方が
確實安全であつて且一廢りも少ないのでありま
す。

目下吾々は餌料を牛馬や鶏豚と分け合はねばならぬ瀬戸際に立つてゐます。この際肥料となつてゐる海産物の中の一部を、一步手前の段階に於て喰ひ止めることも考へねばならぬのであります。

更に野草に眼を放てば、夏期に於ては殆ど無限といつてよい程にその給源に富んで居ります。一般に野草は三回乃至五回の刈取りも可能でありまして、一坪平均二貫の生草を得るとして、之を乾燥すれば約六百匁の干草が得られるのであります。しかもこの成分は他の何れの穀物にも劣るものではなく次のやうに成分に富んでゐるのであります。

干草(チガヤ、メヒシバ、イヌコロ、

ヨシ其他)の百分中の成分

水	分	六・一四
灰	分	一・一七
脂	肪	三・九五
蛋	白	一九・〇四

可溶無窒素 四六・二八
維 二一・五七
(宮本陸軍 獸醫 大佐 分析)

此處に留意すべきことは、一坪當り六百匁の干草は反當り一八〇貫の收穫となるのでありますから、他の何れの穀物や芋類でも、これ程の生産力を持つてゐるものはないのであります。しかもそれが主として荒蕪地や畦畔堤防等の無耕作地帯乃至山野の所産でありますから、戦時食糧の範圍をこゝまで擴大する覺悟を固めて、夏期に於てこれが適當の處理を行ふならば、食糧の給源は斷じて涸渇しないと言へます。たとへ此處まで決意を固めないとしても、夏期に野草を採集したならば餌料不足の動物に最も適當する食物の準備が豊富となり、延いてはその餌料に該當する部分を人の食糧に轉用することが出来るのでありますから、野草の收穫消費に對しては此の際忘れてゐた資源として特別の留意が必要であります。

第四 消費規制と價格規制の相關性

自由經濟否封建經濟社會に於ては、倫理的にはともかく、價格の激騰作用が自動的に食物消費を規制して來ました。されば昔は「凶作に米不足なし」と云はれた程であります。これは凶作時に於ける人の米に對する警戒心が嚴重となり、その消費を極度に節約せしめた結果によるのであります。が他面に於て凶作によつて暴騰する米價の爲に一般庶民等は食へたくも食へられず、時には餓死者迄も出したと云ふ悲惨な犠牲を通して生み出されれ餘剩米であつたと云ふことを考へねばなりません。

然るに自由經濟から統制經濟に移つてまゐりますと、量とともに強く價格に對する統制が加はつて來ます。少くとも米穀に對しては國民生活の安定上激騰を放任することは許されません。所謂時の經濟情勢に照應する適正價格の維持政策が強く働きます。かやうな經濟體制の下に於ては必ずしも昔のやうに凶作の年に餘剩米が生ずるであらうと云ふやうな虫のよい柳の下の繭を待つ譯には行かないのであります。適正價

格米に對しては適正な消費規則が必要となるのであります。即ち消費節約がそれであり、節米の最も具體的な方策として實現されてゐる混食代用食の奨励等は此の立論の下に計畫されねばなりません。然しその奨励も科學の上に基礎を置かないで、漫然たる節約であつては却つて將來に大なる危険を招く結果となるのであります。

米なし日を設定することも結構であり、粥食雜炊食の奨励も大切であります。しかしそれを實行するにはたゞ無意識的に、一椀を節し一食を減すると云つた風のものであつてはなりません。米を節約してもそれは斷じて體力に支障を生じないところの、混食、代用食を實行してもそれは米食と同じ營養効果を擧げ得るところの食べ方でなければならぬのであります。

戦時に於ては國民の體力健康度が一國の推進力の基動源であります。如何に武器が優秀であつても軍隊が健康體で張り切つてゐなくては物の役には立ちません。又如何に優良の機械設備

があつても、之を運轉する勞務者の肉體が健全でなくては生産力の擴充は出來ぬのであります。此の意味に於て食物消費の節約には科學的根據を基礎とする節約の最大限度が決定されねばなりません。かつて前大戰當時、ドイツが食糧缺乏の爲にカロリーを殆ど半減して一千三百カロリーまで引下げた時、如何なる悲惨事が起つたかは今なほ世界人の記憶に新なる處であります。我が國に於ては若し一般的に熱源を切り下げねばならぬことがあつても、科學はその場合二千カロリー以下に切下げざることを不可として居ります。

斯様にその目標が明示されてゐる以上これに對する途は一方生産増殖と相俟つて主食の範圍を擴大することに重點を置かねばなりません。然るに此の際特に留意すべきことは、主食の範圍を擴大すること即ち米の代用品を求めざるが增大するに従つて、その價格が米價以上に暴騰して行くことであります。もしすべての代用食品が米價以上に騰貴した場合、これに振り向

けられるべき需要は再び米穀に戻る危険性を持ちます。それ故この場合に於ては米價と米以外の食品の相關的適正價格の設定と云ふ問題が、最も至難にして且つ最も重要な問題となる譯であります。



結核豫防生活の指導獎勵

結核病の蔓延は國民の保健上將亦體位の向上に一大障礙たるのみならず、國運の進展上重大事たることは言を俟たない處であつて、之が豫防撲滅の急務たる特に現下非常時局下一日も之を忽せにすることの出來ない重大關心事であるに鑑み、今回鳥取縣では本病豫防對策の一方法として縣外其他市町村等へ出稼又は通學した

る歸郷者の健康診断を施行し、有病者にはそれ〴〵適正なる療養の指導を行ふと同時に、農山漁村等の住宅にして結核豫防上不適當なるものに對しては簡易なる住宅改善を實施することゝなつた。今其の要領を掲記して縣民各位の參考に供することゝする。

一 健康診断

結核病蔓延の原因には工場、商店等への出稼其他通學等に依り結核罹病者の歸郷に基因する場合頗る多き實情に鑑み都會地其他、他市町村より郷里市町村内への歸來者に對し先づ以て健康診断を實施し患者の早期發見に努めると同時に、之が豫防並に治療の指導を行ひ以て病毒の傳播を未然に防止せんとするものである。

二 住宅改善

結核は一名住宅病とも稱せられ、住宅の衛生的良否と密接なる關係を有するを以て、生活の根據たる住宅にして採光、換氣の不良なるものに在りては直接間接に結核罹患發病の一

因をなす場合が多い。然るに現在本縣下農山漁村の多くは殆ど住宅の周圍を障壁にて閉鎖し採光通風等極めて不良なる實情に鑑み、此際等は該當住宅を調査し採光窓の新設を實施せしめ、現在蔓延猛威を逞しうしつゝある結核病の豫防並に之が撲滅の一助たらしめんとするものである。

今回の住宅改善の施設は先づ以て農山漁村を主體とする關係上其の適用範圍は鳥取、米子の兩市を除きたる縣下各町村である。

住宅改善は農山漁村の採光換氣不良なる住宅に對し窓明を新設せしめるものであつて、其の方法を二種とし、第一は患者の現住する住宅の改善を優先し、其の年度豫算に殘餘を生ずる見込ある場合は患者現在せざるも保健上換氣採光不充分と認められる一般住宅の改善をも行ふことゝなつたのである。

住宅改善に對する助成金は本年度豫算の範圍内に於て一戸に付き概ね患者現住する患家には金參拾圓、一般住宅(患者現住せざる家)

には金拾圓を助成支給するに依り、各町村に於ても本施設に對して是非とも相當額の助成の途を講せられたいのである。

要改善住宅に就ては本年度豫算の範圍内に於て助成することになつてゐるので、申請があつた場合は警察署長は町村長と共同して精密な調査を遂げ、患家を優先したる後一般家庭にして其の必要切迫してゐるものと認められるものから住宅改善申請書を提出せしめること。但し住宅改善に對する助成金の交付は、豫算の關係もあるので出願者全部に助成すること不能の場合があるかも知らないので、希望者は成るべく至急に所轄警察署及び役場へ問合せられたい。

x x x

昭和五年以來毎年行はれてゐる「防火デー」は十二月一日を期し朝鮮、臺灣、樺太をも含めて全國一齊に展開せられるが、今年には本運動實施以來滿十年に相當するので、特に一億國民の「防火思想」の向上を圖るやう内務省から全國的に指令が發せられた。



防火デー
運動

同省の調査に依ると、本運動が十年も續けられてゐながら火災は依然として減少しないばかりでなく、支那事變以來却つて激増の傾向を示し、昨十四年度の如きは内地だけの建築火災が

一萬七千件、損害見積額九千二百萬圓と云ふ驚くべき數字に上り、例年に較べて殆ど二倍に當つてゐる。

尙ほ此の外山林、原野其の他火災のために被る業務上、信用上の損害を加算すれば年額約二億圓と云ふ巨額が鳥有に期して居り、而も火災原因の九割までは過失不注意に基く失火で、國民の一人々々が注意さへすれば此の巨額な損害と云ふものは大部分防ぐことが出来るのである。此處に於て政府では全國民の自肅自戒を促すと共に、今年の「防火デー」を契機に之が徹底を期すべく種々の行事を行ふことになつてゐるが、本縣でも次の要項に基いて實施することとなり、學校其の他關係各團體を指導督勵して本運動の實績向上に努め、而も當日は興亞奉公日に相當してゐる諸行事も實施せられるので、之と協調して一層本運動の効果を收めることになつてゐる。

一 實施日

十二月一日(本日は丁度日曜日に當つてゐる)

ので、當日官廳、學校、工場、病院等に於て避難演習及び防火講演の實施困難なものは翌日に繰延べること)

二 宣傳方法の標準

(イ) 新聞紙に依る宣傳(地域内の日刊新聞社と協定しニュース其の他の紙面を利用すること)

防火講演會及び映画に依る宣傳

屋外講演並に防禦避難演習の實施

興業場並にデパート等の利用に依る宣傳

警防團、音楽隊其の他音楽に依る宣傳

立看板、ポスター、ピラ並に隣組回覧板

に依る宣傳(ポスター一種は財団法人日本警防協會本部に於て調製配布される)

消防自動車に依る宣傳は行はず、自轉車

隊、徒步行進等を以て之に代へること

三 警察署、警防團其の他の實施事項

(一) 警察署

- (イ) 警防團の合同訓練點檢及び應援演習を行ふこと
- (ロ) 警察署長及び代理者に於て隨所に講演すること
- (ハ) 警防團に協力して火氣取扱場所、消防避難施設を一齊検査すること
- (ニ) 市町村樞要ヶ所に立看板を設置すること
- (ホ) 工場其他自衛消防の訓練演習を指導すること
- (イ) 警防團
令旨を奉讀し國防々火祈願祭を執行すること
- (ロ) 各家庭の火の元、消火器、非常口等を一齊検査すること
- (ハ) 警防機械器具の手入れ修理を行ふこと
- (ニ) 水利施設の調査保存手入れを行ふこと
- (ホ) 避難訓練を実施すること
- (ハ) 大火消防に對する警察消防、警防團及び

- (イ) 民間の総合的演習を行ふこと
- (ロ) 防空防火に關する部落座談會を開くこと
- (三) 學校
(イ) 校長は防火講話をなすこと
- (ロ) 避難演習を実施すること
- 四 其他
(一) 活動寫真館、劇場、寄席等に於ける興行類にして防火運動に利用し得べき題材があれば努めて之を行はしめるやう當業者と懇談すること
- (二) 市町村當局、在郷軍人、青少年團、處女會其他の團體に對して協力を求めること
- (三) 興行場にありては懸垂幕、スライド、映寫等の方法、デパート、遊園地、汽車其他多衆の出入する場所にはポスター及び標語を掲示し、各經營者等と交渉して協力せしめるやう慫慂すること
- (四) 其他地方の實情に稽へて適當な宣傳を行ふこと



新體制と婦人の役割

「新體制」と云ふ言葉はもう今日では時代の合言葉のやうに至る所に氾濫してゐます。政黨はなくなつて新しい政治へ出發し、商賣も今までのやうに營利本位ではなくなつたし、生活も新體制で贅澤しやうにも出來なくなつたのです。新聞にラヂオに見聞きする新體制とは一体どんなことぞせうか。

眼を歐洲に轉すれば「我が領土に太陽の没する時なし」と豪語した英國には遂に落葉の秋が訪れてゐますし、一方伸び行く力獨伊の新秩序は歐洲の天地に着々と建設されつゝあります。其處に大きな時代の移り、歴史の轉換をまざまざと見せつけられのです。此の時代の轉換は決して歐洲だけではなく東洋にも來てゐるの

です。

支那事變が起つてからもう三年數ヶ月になりました。「どうせ日本は經濟的に參るであらう」と云ふ第三國の冷たい眼差しを尻目に實に立派に戰つて來ました。單に戦ひ抜いたと云ふだけではありません。此の事變を通じて日本は支那にある抗日勢力蔣介石を援けてゐる英米佛等の舊勢力を堂々と抑へて今や新しい東亞の建設をやりかけてゐるのです。

支那事變は決して支那の民衆を相手にした破壊の戰爭ではありません。支那と東亞を歐米先進國の支配と搾取から解放して、東亞のための東亞を盟主日本の下に建設しやうと云ふ劃期的新秩序の戦ひなのです。而も其の目的は皇軍の勇戦奮闘と尊き犠牲の數々に依つて着々と効を收め、新支那國民政府とは日支新條約を結び相携へて此の大事業に邁進しやうとする所まで來たのです。そればかりではありません。日本の舞台は支那から更に南方へ、所謂南洋を含む東亞共榮圈の確立へといよ／＼大きく、其の責

任はいよ／＼重くなつて來たのです。

歐洲に於ては獨伊の躍進があり、東洋に於ては日本を中心とする新秩序の建設が進み、今や世界は歴史的の轉換期に直面して來ました。支那事變をきっかけに此の新秩序に先鞭をつけた日本は、あくまで世界の推進力として此の大事業をやり遂げねばなりません。

之だけの大戦争を續けても心配のない此の精神力、此の銃前銃後の團結は世界に誇り得る最大のものです。併し現代の戦ひで物を云ふのは舉國体制の如何です。世界各國は目下競つて高度の國防國家建設に懸命の状態です。此の新しい世界情勢に處し、而も支那事變を所期の目的通りに解決し、併せて大東亞の自給自足圏を築き上げやうと云ふのに摩擦が起らぬ筈はありません。

それに対處するには國防國家の建設が必要になるのです。そして其の基になるのは國內の新体制であつて、もう今までのやうな自由主義個人主義を本にしてはやつて行けないのです。

國家國民の線力をあらん限り國家目標に向つて發揮出来るやうな体制にしなければなりません。新体制は決して近衛首相の獨創でもなければ一時的のものでもなく、日本を強く正しく建設し國運の興隆を期するための改新なのです。

新体制と云ふことは、近衛首相が八月二十八日新体制の第一回準備會の席上發せられた聲明にもあるやうに、新体制の中心問題は萬民翼贊の所謂國民組織の確立であり、其の目的は國家國民の總力を集結し、一億同胞をして等しく大政翼贊の臣民としての道を完うせしめるにあるのです。それには全國民が日常生活の職場々々に付て翼贊の實を擧げ得るやうにせねばなりません。

では新國民組織の組織大綱はどうかと云ひますと、前後數回に亘る新体制準備會の協議の結果、此の組織を確立するため中核部とも云ふべき中央本部が近衛總裁の下に設けられ、其の中には本部長の下に事務局と中央協力會議が置かれ、中央本部の下にそれ／＼道府縣支、郡市

町村支部が置かれて縦の組織を作らうと云ふことになつたのです。

此の協力會議と云ふのは各方面の代表者の會議で、下意上達の役割も持つことにならうし、そして郡市支部以下の協議會は市常會、町村常會を之に充て、町村協力會議の下に町内會、其の下に隣組、部落會の下には隣保班を組織することになつたのですから、我々は此の隣組、隣保班を通じて上は中央本部にまで一筋になることになる譯です。

ですから「トントントンカラリと隣組」の隣組は、今や新しい國民組織の最下部の組織体として時代の脚光を浴びることになつたのです。それと同時に内務省でも九月十一内務大臣訓令として此の隣組を初め隣保班、町内會部落會の整備に乗り出されました。

それに依ると部落會、町内會の下に隣保班、隣組を置くことは變りないのですが、一組を十戸内外に整備して隣組聯合會の制度も設けられました。そして部落會、町内會には總務部、經

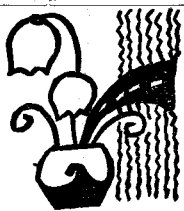
濟部、警防部、軍事援護部、社會部、衛生部、青年部、婦人部と云ふ部制が設けられ、例へば郷軍班長は軍事援護部に、婦人團體代表者は婦人部にと云ふ風に關係の部に籍を置くやうになり、衛生組合も町内會に吸収され、廢品回收等の婦人會と町内會の鉢合せ等も自然解決の途を辿ることになるであらうし、そしてそれは婦人團體の新体制問題に拍車をかけることになるでせう。

さて此の部落會、町内會の上の國民組織体としては市町村常會が出來て市町村選任の部落會長、町内會長等の外に各種團體、婦人團體代表者各種委員を網羅して市町村内の各種行政の総合的運営を圖る一方、役所側とも横の連絡を取ることになる譯です。

新しい國民組織は斯うした網を通じて政治と生活をがっちり結び付けることであつて、政治は人ごとではなく、家庭にある主婦も新しい日本を築く政治の一分擔者としての役割と責任を荷ふことになるのです、家庭をあづかる主婦

は生活の新体制と闘ふ第一線の兵隊さんであり
今まで政治の末端に位してゐたものが今では政
治の最前線に立つものと云へることになつたの
です。

新体制は生活の職場々々に於て御奉公するこ
とでありさう云ふ組織を作ることであつて、皆
さんの職場は家庭であるのです。次代に送る強
い子、良い子を育て、戦時下に處する生活の新
体制を作り上げて頂きたいものです。新体制は
皆様主婦の一人々々の日常生活の實踐の中に築
き上げられるのです。



成人教育 農村講座

文部省並に鳥取高等農業學校主催で来る十二
月一日午前八時半から午後四時まで岩美郡本庄
村本庄小學校に於て成人教育講座が開かれるこ

とになつてゐまして、その受講資格は男子二十
歳、女子十八歳以上であります、多數受講せら
れんことを望みます。

講義題目及び講師は次の如くであります。
一 時局下副業としての養蜂に就て

鳥取高農教授 田中愛雄

二 農村に於ける保健食料 武田憲治

三 非常時日本の棉花栽培 石川潤一
同 尚ほ午後二時頃から右三講師を中心とした座
談會が開かれることになつてゐます。



滿蒙開拓 女子青年塾開設

青少年義勇軍及び農業開拓民の逐年増加送出
と併行して女子青年層の大陸發展は、滿蒙開拓

(口) 氣高郡湖山小學校—十二月十四日 日より
四泊五日

何れも第一日午前十時開講式を行つて五日
目の晝食後解散する。

四 講師 拓務省、滿洲移住協會、縣其の他

五 受講經費 往復車馬賃、個人小遣は自辨であるが、受講
中の食費其の他一切は縣で負擔せらる

六 受講生募集人員 一會場約六十名(計約百二十名)

七 受講者資格 滿蒙開拓事業に關心を有する縣下市町村在住
處女會員又は青年學校在學の女生徒であつて
數へ年十八歳以上の者

當該市町村青年學校長又は小學校長の推薦に
依るもの

未だ縣主催の滿蒙開拓女子青年塾講習を受け
ない者

の大業完遂上最も重要且つ急務とせられるので
之がため本縣に於ては滿蒙開拓女子青年塾を開
設し、堅實なる大陸認識を附與して卒業に協力
せしめるやう努力し來つたのであるが、今回左
記に依つて第三回滿蒙開拓女子青年塾を開設し
歟の戰士達に良き伴侶を得せしめて圓滿堅實な
家庭生活を營ませ、而して此の尊い使命を達成
せしめるべく縣下女子青年層に滿蒙開拓の重要
性と其の認識を把握せしめ、女性の大陸進出氣
運の醸成に資すること、なつた。多數の參加受
講を希望する次第である。

一名稱

鳥取縣主催滿蒙開拓女子青年塾

二 目的

縣下女子青年層に對し新東亞建設の中核たる
滿蒙開拓事業の根本義と大隊の諸事情を認識
せしめて女性の大陸進出を促すためである

三 會場及び期日

(イ) 西伯郡御來屋小學校—十二月八日より
三日まで

四泊五日間

八 服裝及び携帶品
筒袖、エブロン掛又は洋服とし外に作業用筒袖、衣類、モンペイ、日用品(洗面道具、ノート、鉛筆其の他) 地下足袋(又はゴム靴、草鞋、草履)等



光枝さんの

一 錢貯金

横倉光枝さんがまだ幼稚園に通つてゐた七つ
の時、お父さんの正義曹長は召集されて勇ましく出征して行かれました。お父さんは稚い光枝さんに向つて「無駄なお金を使つてはいけませんよ」といつて出征なさいました。光枝さんはお父さんの言葉を考へて、其日からお父さんの出征記念に毎日一錢づつの貯金を始めたのです。「この貯金がいくらになつたらお父さんが歸

つて來られるだらうか。どんなことがあつてもお父さんのお歸りまでは、毎日つゞけて貯金させよう。」

と、光枝さんはお友達がいろ／＼なものを買ふのを見てもそれを買はうともしないで、毎日一錢づつ、の貯金をつゞけてゐました。

激戦のあひま／＼に光枝さんから届く貯金の便りは、どんなにお父さんの心を衝いたこととせう。

「お父さんがもしも無事で歸れたら、そのお金に加へて何か立派なものを買つてあげますよ、途中でやめずにしかりおやりなさい。」と、おたよりを下さるのでした。

ところがお父さんは昨年十月に、北支戦線が壯烈な戦死を遂げられたのです。その時光枝さんは尋常一年生になつてゐました。そして貯蓄は三圓八十錢、即ち一錢銅貨三百八十枚になつてゐました。

光枝さんは悲しい中にも考へました。この貯金をどうしようか、どうしたのがいちばんよい

だらうか、と。そして光枝さんはこの蓄つた三百八十枚の銅貨を學校に持つて行くことにきめたのです。

「町葬もすみしました。お父さん、このお金は身代りの親となつて光枝を大きくして下さる學校に差上げます。」

と健氣にもお父さんの靈前で涙の報告をした光枝さんは、おぼつかない字で綴つた次の手紙を添へて受持の先生に差出したのでした。

子供心に、ほんの思ひつきが生んだ一錢貯金勇士とその遺児をめぐる親子の情は、緊急職員會の招集となり、永遠に生かされることとなつたのでした。校長先生も、

「こんな嚴肅な氣持に浸つたことは生れて始めてです。全職員と相談して、永遠にこの感激を生かすことになりました。」

◆光枝さんの手紙

センセイ、コノオカネハ、オトウサンガ、シユツセイシタヒカラ、センシヲシタヒマデ、

マイニチ、一センケンヤクラシラ、タメタモノ
デス。
オトウサンガ、ブジガイセンシタトキノ、キネ
ンニシタカツタノデスガ、ケレド、イマハイラ
ナクナリマシタ。ガツコウデ、ナニカニツカツ
テクダサイ。オトウサンモ、ヨロコブトオモヒ
マス。ミンナデ、一ネット十五ニチブンデス。

十一月二十七日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通
寫眞週報第一四四號掲載内容

- 一 正倉院御物の拜觀
- 一 長き邊りの御裁可を仰ぎ紀元二千六百年記念事業の一
つとして正倉院御物の一部が公開された
- 一 土にふるふ休日工員の鐵腕部隊
- 一 愛知縣下の工場勞務員は勞力不足の農村へ手助に―
- 一 海外通信―ベルリンの戰事冬支度
- 一 産業報國會の指導者講習會
- 一 十二月の富士
- 一 飛行機で作る地圖
- 一 祝ひの日―紀元二千六百年奉祝の全國風景
- 一 讀者のカメラ
- 一 讀物ページ

○日獨伊樞軸にハンガリー参加 ○中下商工業者の轉業とその對策 ○新體制讀本⑤ 「底力はまだまだある」久富達夫 ○節米はどうするか ○立派な子供は健全な結婚から(下) ○時局板海運報國團の結成 ○主婦の知識洋服の繕方(下)

○海外小話 ○寫眞週報問答 ○文部省推薦映畫

週報第二一六號掲載内容

- 一 宅地建物の價格統制 商 工 省
- 一 海上勤勞の新體制 遞 信 省
- 一 ドイツの外交攻勢 外 務 省
- 一 屑鐵禁輸と我が製鐵業 商 工 省
- 一 新支那讀本(十三)「通貨」 内 閣 省
- 一 從業者移動防止令の解説(下) 厚 生 省

昭和十五年十一月廿九日印刷
昭和十五年十一月廿九日發行

發 行 者 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 鳥 取 縣 警 署 郵 大 正 村 大 古 海 務 支 所 印 刷 所 鳥 取 縣 警 署 郵 大 正 村 大 古 海 務 支 所